

学校感染症

駒込中学校・高等学校

学校保健安全法に定められた「学校感染症」に罹った場合、本人の療養と他者への感染拡大を防ぐため、出席停止となります。学校感染症に罹患した場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。

再登校の際は、本紙を学校に提出してください。

	学校感染症名	登校停止期間の基準	手続きに必要な書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ	治癒するまで	医療機関記入
第二種	インフルエンザ	発症後5日(発症の翌日を1日目として)を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	保護者記入
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日(発症の翌日を1日目として)を経過し、かつ、症状が軽快後、1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	医療機関記入
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで	
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで	医療機関記入
	感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・伝染性紅斑	医師から感染の恐れがあるため登校を控えるように指示された場合のみ届け出てください	
	その他の感染症		

(学校保健安全法施行規則第18条、19条)

証明書

年 組 番 生徒氏名：

診断名
発症日 令和 年 月 日 ()
出席停止期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
医療機関名 令和 年 月 日
特記事項

* 証明書を保護者が記入する際は、以下の点をご確認ください

- ・ 医師の指示に従い、記入をする
- ・ ①受診した医療機関・②受診者・③受診日 ④診断名がわかるもの（写し）を添付する
- ④につきましては、処方薬の明細書や検査結果をご利用ください
- ・ 欠席期間が8日以上となる場合は、保護者記入ではなく医療機関からの証明書を提出する

上記のとおり報告します

令和 年 月 日 保護者氏名：

生徒→担任（写しを保管）→保健室（原本及び添付の書類を保管）